

◆富士市における情報共有システム活用に関するQ & A

Q1 : 入札公告への記載はあるか。

A1 : 富士市が発注する当初請負代金額2,000万以上の建設工事及び全ての建設関連業務委託を対象とするため、対象である旨は、現場説明事項等に明示します。

Q2 : 工事・委託の途中から情報共有システムを利用したい場合はどうするか。

A2 : 担当者と協議の上利用してください。

Q3 : 情報共有システムを利用した場合の工事成績評定への加点はあるか。

A3 : 工事成績評定への加点はありません。

Q4 : 情報共有システムを利用する場合のPCに台数制限はあるか。

A4 : ウェブサイトでログインして利用するシステムのため、PCの台数制限はありません。

Q5 : 情報共有システムを利用が著しく困難な場合とは、どのような場合になるのか。

A5 : PC環境がない場合、インターネット環境がない場合を想定している。

Q6 : 建設関連業務委託において、大量の個人情報を扱うが、その資料等を情報共有システムを利用し、やりとりしてよいのか。

A6 : 個人情報を含む資料の取扱においては、担当者間で十分に確認・協議したうえで、適切な方法で管理してください。

Q7 : 施工日前に作成していたが未提出の書類は旧書式でよいのか。

A7 : 原則として施行日に未提出の書類は新書式への差し替えをお願いします。ただし、例外を認める場合もあるため、担当者と協議の上差し替え等を対応してください。